

カルタヘナ議定書締約国会議の経緯

第 1 回締約国会議 (2004 年 2 月 23 日～27 日、クアラルンプール(マレーシア))

BCH の活動の態様、LMO の取扱い、輸送、包装、表示の詳細な要件、議定書の遵守制度、LMO の国境を越える移動から生ずる損害についての責任と救済の分野における国際的な規則及び手続等が議論され、議定書の効果的な実施に必要なとされる事項につき、一応の合意が得られた。

第 2 回締約国会議 (2005 年 5 月 30 日～6 月 3 日、モントリオール(カナダ))

遵守委員会の手続き規則、バイオセーフティ情報交換センター(BCH)の運用のための複数年作業計画、危険性の評価に関するアドホック技術専門家会合の設置が決定された他、専門家登録制度(ROE)、遺伝子組換え生物等の輸出の際の通告の要件、取扱い・輸送・包装及び表示の詳細な要件、責任及び救済、社会経済上の影響、公衆の啓発及び参加等に関する決議が採択された。最大の焦点であった食料飼料加工用 LMO の輸出の際の表示に関する詳細な要件については今回合意に至らず、引き続き第 3 回締約国会議で議論されることとなった。

第 3 回締約国会議 (2006 年 3 月 13 日～17 日、クリチバ(ブラジル))

この会議の最大の成果として、食料、飼料及び加工用の遺伝子組み換え生物(Living Modified Organism: LMO)の輸出に際して議定書上、添付を確保することが求められている文書の詳細について、第 1 回締約国会議から行われてきた議論が決着を見た。この点を含め、早期に対応が必要な措置はほぼ満たされたことから、これまで毎年開催されてきた締約国会議は、以後隔年で開催されることとなった。

第 4 回締約国会議 (2008 年 5 月 12 日～16 日、ボン(ドイツ))

議定書の交渉時、遺伝子組換え生物の国境を越える移動から生じる損害についての責任と救済(liability and redress)について規定を設けるか否かは、交渉初期から最終段階まで紛糾した論点であったが、結果として、後の議論のプロセスを確保する条項(enabling clause)として第 27 条が設けられ、4 年以内に完了するよう努めることとされた。その後、作業部会が 5 回、及び本会合に先立ち共同議長フレンズ(Friends of Co-Chairs)特別会合が開催され、テキスト案の作成作業及び交渉が行われた。今回の COP-MOP は、4 年の交渉期間を経過した後に初めて迎える会合であり、同作業部会より報告が行われると同時に、共同議長フレンズ会合がコンタクトグループとして開催され、集中的な交渉が行われた。右交渉の結果として、責任と救済に関する規定作成を終了させるには至らなかったが、各国の立場の相違を埋めると共に、今後の作業方針について一定の共通認識を持ちつつ作業を継続することに合意した(共同議長フレンズ会合が開催予定)。